

議 第 3 号

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の
速やかな救済を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
法 務 大 臣
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

無実であるにもかかわらず有罪とされる、いわゆるえん罪については、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直し（以下「再審」という。）により救済が図られているが、再審手続の進め方については、法令において詳細に定められていないため、裁判所の広範な裁量に委ねられており、審理の適正さ及び公平性が損なわれかねない状況となっている。

再審の請求は、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見した場合等に認められるため、とりわけ、捜査機関等の手元にある証拠の開示が重要となるが、その取扱いについても明文規定が存在していないことから、事件によって証拠開示の範囲に差が生じるほか、捜査機関により適切に証拠が保存されずに証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念がある。

また、再審開始の決定がなされると、その後は公判において有罪又は無罪の立証が行われ、再審における最終的な判決が下されることになるが、検察官が再審開始の決定に対して不服申立てを行い、速やかに公判への移行ができない事例も相次いでおり、再審手続が更に長期化する傾向がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、えん罪被害者を速やかに救済するために、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示に関する規定を設けること。
- 2 再審手続における証拠開示の実効性を担保するため、証拠の適切な保存に関する規定を設けること。
- 3 刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続における、検察官による不服申立ての在り方についても検討すること。